

第 3 2 作 業 班 設 置 要 綱

平成 7 年 9 月 5 日
第 1 回規格会議決定
平成 1 5 年 2 月 6 日
第 4 7 回規格会議改正

1 設置

規格会議規程第 1 3 条の規定に基づき、「1.5 GHz 帯デジタル M C A システム標準規格 (R C R S T D - 3 2)」及び「8 0 0 M H z 帯デジタル M C A システム標準規格 (A R I B S D - 8 5)」の維持改定等を行うため、第 3 2 作業班を設置する。

2 審議事項

第 3 2 作業班は、デジタル M C A システムの標準規格に関する改定等の原案を作成する。

3 構成

第 3 2 作業班は、別表に掲げる規格会議委員又は同委員が指名する者で構成する。

4 主任等

- (1) 第 3 2 作業班に主任 1 名及び副主任 1 名を置く。
- (2) 主任は、第 3 2 作業班において互選により定め、副主任は、主任が指名する。
- (3) 主任は、第 3 2 作業班を主宰する。
- (4) 主任に事故があるときは、副主任がこれに代わる。

5 設置期間

第 3 2 作業班は、別に規格会議が定める日までの間設置する。

6 委任

第 3 2 作業班の運営に関し必要な事項は、第 3 2 作業班において定める。